

(目的)

第1条 この規程は、学校法人國學院大學(以下「本法人」という。)の評議員会運営に関し必要な事項を定め、円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席し、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

3 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第4条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、学校法人國學院大學寄附行為第42条に基づき、次の各号の請求をすることができる。

(1) 理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会を招集すること。

(2) 評議員会の日の30日前までに、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすること。

(招集通知)

第5条 評議員会を招集するには、寄附行為第42条第4項及び第5項に基づき、通知しなければならない。

(評議員による招集)

第6条 第4条第2項第1号の請求をした評議員は、同号の請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、寄附行為第43条第1項に基づき、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、寄附行為第43条第2項及び第3項に基づき、他の評議員に対し、通知しなければならない。

(監事による招集)

第7条 寄附行為第29条第1項第5号の規定に基づき、監事から理事長に招集の請求があった場合において、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したときは、監事は、寄附行為第44条第1項及び第2項に基づき、評議員に対し、通知しなければならない。

(議長)

第8条 評議員会に議長1名を置き、寄附行為第46条に基づき、議長を定める。

(評議員会の職務等)

第9条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 重要な資産の処分又は譲受け

(2) 多額の借財

(3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更

(5) 収益事業に関する重要事項

(6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

(7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 寄附金品の募集に関する事項

(9) 寄附行為第6条第5項に規定する理事選任の会が理事を選任する場合における理事の選任

(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(決議事項)

第10条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(1) 寄附行為第7条第1項第1号に規定する理事の選任

(2) 寄附行為第7条第1項第2号に規定する理事の選任

(3) 監事の選任

(4) 寄附行為第33条第1項第2号に規定する評議員の選任

(5) 寄附行為第33条第1項第3号に規定する評議員の選任

(6) 会計監査人の選任又は解任

(7) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更

(8) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(9) 合併

(10) 寄附行為第61条第1項に規定する役員又は会計監査人の責任の免除に関する理事会の決議があった場合において、当該決議後に責任が免除された役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えること。

(11) 私立学校法施行規則第46条に定める届出事項

(12) その他寄附行為に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 私立学校法第 92 条第 1 項に規定する決議
- (3) その他寄附行為に定める事項

3 前二項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

(議事録)

第 11 条 評議員会の議事については、寄附行為第 48 条第 1 項に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、寄附行為第 48 条第 2 項に基づき、署名又は記名押印し、所定の期間、事務所に備えて置かなければならない。

(事務の所管)

第 12 条 評議員会の運営に関する事務は、國學院大學総務部総務課がこれにあたる。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。